



事業報告

（ 自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日 ）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

産業競争力強化法に基づく認可法人「株式会社産業革新機構」（以下、「旧機構」という。）は、平成 21 年 7 月の設立以来、オープンイノベーションを通じて次世代の国富を担う産業を創出するという目的を達成すべく投資活動等を行ってまいりました。そのような中長期・大規模なリスクマネー供給の必要性が増大している状況を踏まえ、平成 30 年 5 月に「産業競争力強化法」が改正され、旧機構は「株式会社産業革新投資機構」（以下、「JIC」という。）として新たに事業を開始することになりました。そして、それに先立ち、同年 9 月 21 日に実施された会社分割により、当社「株式会社 INCJ」が設立されました。

当社は、産業競争力強化法の改正法施行後も、旧産業競争力強化法と同趣旨の枠組みの下で運営されることになり、旧機構が取り扱ってきました投資案件については、当社に全て承継されました。当社は、旧機構からの承継分を含め、累計では 144 件、1 兆 3,603 億円の投資決定（うち、ベンチャー投資 116 件）を行ってきております。

また、産業革新委員会及び取締役会での議論の上、令和 2 年 10 月に設定した令和 7 年 3 月までのエグジット計画目標も踏まえ、エグジットに一層注力してまいりました。当期に 27 件のエグジットを行っており、エグジットの累計で 143 件となっております。

当期においては、売上高は、主に営業投資有価証券の売却による収入により、745 億円となりました。

一方、売上原価は、売却した上記営業投資有価証券等の帳簿価額や、投資損失引当金戻入の計上を主なものとして、482 億円となりました。この結果、売上総利益は 263 億円となりました。

これに販売費及び一般管理費 37 億円を加えた結果、当期の営業利益は 225 億円、経常利益は 234 億円、さらに法人税等を差し引いた当期純利益は 224 億円となりました。

このようなエグジット活動の結果、当期末において、投資に関連する付随費用等を含めた営業投資有価証券の貸借対照表計上額は 139 億円となりました。

(2) 設備投資等の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、産業競争力強化法の改正法施行後も、分割に関する経済産業大臣認可の条件等に基づき、旧産業競争力強化法と同趣旨の枠組みの下で運営されることに伴い、令和7年3月までに保有する全ての株式等を処分すべく努めてまいりました。

令和7年3月末時点で、投資を行った144件の案件のうち143件についてエグジットを完了することができております。エグジットが済んでいない1件については、市場及び投資先の状況を十分に考慮しながら、全件のエグジットに向け、しっかりと進めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第4期 (令和3.4.1～ 令和4.3.31)	第5期 (令和4.4.1～ 令和5.3.31)	第6期 (令和5.4.1～ 令和6.3.31)	第7期 (令和6.4.1～ 令和7.3.31)
売上高	276,246,239	294,551,561	445,516,664	74,551,271
経常利益	121,449,342	168,795,080	308,203,984	23,421,266
当期純利益	63,344,440	167,705,076	267,506,591	22,488,168
1株当たり当期純利益(円)	6,334,444.03	16,770,507.68	26,750,659.10	2,248,816.85
総資産	971,093,816	894,940,944	850,493,737	822,095,357
純資産	731,375,804	774,753,667	788,225,771	806,660,252
1株当たり純資産額(円)	73,137,580.48	77,475,366.77	78,822,577.11	80,666,025.27

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はJICであり、同社は当社の株式10,000株(議決権比率100.00%)を保有しております。

当社とJICとの営業上の取引は、各種業務委託及びCMS(キャッシュマネジメントサービス)等があります。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当該取引をするに当たっては、一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないことに留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適切に決定しております。

ロ．当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点を踏まえ、社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

ハ．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

会 社 名	出 資 比 率	主要な事業内容
株式会社産業革新投資機構	100.0%	投資業及び関連業務

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社の主な事業は次のとおりとなっております（以下、次の①から⑦を総称して「特定事業活動支援」という。）。

- ① 当社が支援決定を行った（旧機構が支援決定を行ったものも含む。以下について同じ。）対象事業者に対する出資
- ② 当社が支援決定を行った対象事業者に対する基金の拠出
- ③ 当社が支援決定を行った対象事業者に対する資金の貸付け
- ④ 当社が支援決定を行った対象事業者が発行する有価証券及び対象事業者が保有する有価証券の取得
- ⑤ 当社が支援決定を行った対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- ⑥ 当社が支援決定を行った対象事業者の発行する社債及び資金の借入に係る債務の保証
- ⑦ 当社が支援決定を行った対象事業者のためにする有価証券の募集又は私募
- ⑧ 特定事業活動（自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動をいう。以下同じ。）を行い、又は行おうとする事業者に対する専門家の派遣
- ⑨ 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
- ⑩ 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密の開示
- ⑪ 上記⑩に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若

しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること

- ⑫ 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分
- ⑬ 債権の管理及び譲渡その他の処分
- ⑭ 上記①～⑬に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
- ⑮ 特定事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供
- ⑯ 上記①～⑮に掲げる業務に附帯する業務
- ⑰ 上記①～⑯に掲げるもののほか、当社の目的を達成するために必要な業務

(8) 主要な営業所

- ① 本社
東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
- ② 主要な子会社の事業所
該当事項はありません。

(9) 従業員の状況（令和7年3月31日現在、出向者（以下の（注）参照）を含む。派遣社員を除く。）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
30名	10名減	45.47歳	6.01年

（注） 親会社であるJIC及び他機関から当社への出向者及び兼務出向者を含みます。

(10) 主要な借入先（令和7年3月31日現在）

該当事項はありません。

(11) 会社の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（令和7年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 100,000株

(2) 発行済株式の総数 10,000株

(3) 株主数 1名

(4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
株式会社産業革新投資機構	10,000 株	100.00%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権に関する事項（令和7年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（令和7年3月31日現在）

(1) 取締役、監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	志 賀 俊 之	(株)技術承継機構 社外取締役 (株)and Capital 社外取締役 公益社団法人経済同友会 監事（監査役） (株)スマートドライブ 社外取締役
代 表 取 締 役 社 長	勝 又 幹 英	MCP アセット・マネジメント(株) アドバイザー 一般社団法人ジャパン・インスピレーション&イノベーション・パートナーズ 特別顧問
専 務 取 締 役	豊 田 哲 朗	—
取 締 役	亀 山 慎之介	(株)産業革新投資機構 取締役（CSO） JIC ベンチャー・グロース・インベストメンツ(株) 取締役（非業務執行） JIC キャピタル(株) 取締役（非業務執行）
取 締 役	長 田 敬	(株)産業革新投資機構 取締役（CFO）
取 締 役	三 村 明 夫	日本製鉄(株) 社友名誉会長 日本商工会議所 名誉会頭 東京商工会議所 名誉会頭
取 締 役	國 井 秀 子	芝浦工業大学 客員教授
取 締 役	棚 橋 元	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
取 締 役	野 田 哲 生	公益財団法人がん研究会 代表理事・常務理事・研究本部本部長・がん研究所所長 公益財団法人中外創薬科学財団 評議員

		一般社団法人バイオ産業情報化コンソーシアム 理事 公益財団法人がん研究振興財団 評議員 公益財団法人アステラス病態代謝研究会 評議員 公益財団法人日本対がん協会 評議員 公益財団法人 国際医学研究振興財団 理事
取締役	村岡隆史	(株)IGPI グループ 代表取締役 CEO (株)経営共創基盤 代表取締役 CEO (株)先端技術共創機構 取締役 (株)池貝 社外取締役 新日本工機(株) 社外取締役 (株)JCL 社外取締役 エンゼルグループ(株) 社外取締役
監査役	高浦英夫	燈(株) 社外監査役

- (注) 1. 取締役亀山慎之介は、令和6年6月28日付で選任され、就任いたしました。
2. 諸永裕一氏は、令和6年6月24日付で取締役を退任いたしました。
3. 取締役のうち三村明夫、國井秀子、棚橋元、野田哲生及び村岡隆史の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は執行役員制度を導入しており、令和7年3月31日現在の執行役員は下記表のとおりであります。

地 位	氏 名
常 務 執 行 役 員	東 伸 之
執 行 役 員	芦 田 耕 一
執 行 役 員	大 重 信 二
執 行 役 員	ニクライ ペーテル

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額		
		基本報酬 (固定報酬)	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取 締 役 (うち社外取締役)	8 人 (5 人)	107,820 千円 (37,600 千円)	200,000 千円 (一)	— (一)

監 査 役 (うち社外監査役)	1 人 (1 人)	8,000 千円 (8,000 千円)	— (—)	— (—)
計	9 人	115,820 千円	200,000 千円	—

(注) 支給人数には、無報酬の取締役 2 名は含まれておりません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の決定にかかる方針について

平成 30 年 9 月 21 日開催の株主総会において、当社の取締役の報酬の額は年額 2 億 5000 万円以内、当社の監査役の報酬の額は年額 8000 万円以内とそれぞれ決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は 10 名（うち、社外取締役は 5 名）、監査役の員数は 1 名です。

また、当社は業績連動報酬制度を設けており、累積税引前利益金額の 3%に相当する金額を当該事業年度までの業績連動報酬の総額とし、当該総額のなかから、事業年度ごとに所定の金額を上限として、各役職員等の個別の業績に基づいて分配することとしております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当期における主な活動状況（産業革新委員会における活動を含む）

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 兼 産業革新委員 (委員長)	三 村 明 夫	社外取締役である同氏には、事業会社での代表者としての経験を活かした適切な助言を期待しております。 同氏は、当期開催の取締役会（書面決議を含む。以下同じ。）16 回すべて、産業革新委員会 13 回すべてに出席。事業会社の代表者としての経験を活かし、社外の立場から当社にとって有益な指摘や助言を行っております。
取 締 役 兼 産業革新委員	國 井 秀 子	社外取締役である同氏には、事業会社での経験を活かした適切な助言を期待しております。 同氏は、当期開催の取締役会 16 回すべて、産業革新委員会 13 回すべてに出席。事業会社での経験を活かし、社外の立場から当社にとって有益な指摘や助言を行っております。
取 締 役	棚 橋 元	社外取締役である同氏には、弁護士としての専門的見識を活

兼 産業革新委員		かした適切な助言を期待しております。 同氏は、当期開催の取締役会 16 回のうち 15 回、産業革新委員会 13 回すべてに出席。弁護士としての専門的見識を活かし、社外の立場から当社にとって有益な指摘や助言を行っております。
取 締 役 兼 産業革新委員	野 田 哲 生	社外取締役である同氏には、医薬業界の見識を活かした適切な助言を期待しております。 同氏は、当期開催の取締役会 16 回すべて、産業革新委員会 13 回すべてに出席。医薬業界の見識を活かし、社外の立場から当社にとって有益な指摘や助言を行っております。
取 締 役 兼 産業革新委員	村 岡 隆 史	社外取締役である同氏には、経営・ファイナンスの見識を活かした適切な助言を期待しております。 同氏は、当期開催の取締役会 16 回のうち 14 回、産業革新委員会 13 回のうち 12 回に出席。経営・ファイナンスの見識を活かし、社外の立場から当社にとって有益な指摘や助言を行っております。
監 査 役	高 浦 英 夫	当期開催の取締役会 16 回すべて、産業革新委員会 13 回すべてに出席。公認会計士としての専門的見識を活かし、社外の立場から発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。以下同じ。）及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。当社は、当該定款規定に基づき、取締役及び監査役全員との間で、当該役員がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。

⑤ その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑥ 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約について

当社は、当社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、役員賠償責任保険に

加入しております。なお保険料は当社が全額負担しております。

当該契約は、被保険者が、その役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任に係る請求を受けることによって生ずる損害賠償金や争訟費用などを填補することとしております。ただし、職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該契約において、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由の定めや、填補限度額（10 億円）の定めを設けております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
会計監査人としての報酬等の額	14,200 千円

(注) 監査役は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務（非監査業務）である計算書類等（監査報告書を含む）の英訳業務を委託し対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。監査役は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制について

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、次のとおり決議し、以下の体制の下で、適正に業務を遂行しております。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、役職員が事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先する体制の構築を目的として、取締役会決議により「コンプライアンス規程」を定めております。
 - ア. 当社は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスを統括する部署を設置しており、各部署におけるコンプライアンス推進の体制を整備しております。
 - イ. 当社は、役職員が遵守すべき法令及び社内ルールを明示した「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、研修等によりコンプライアンスの徹底を図っております。
 - ウ. 当社は、法令又は社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに社内外にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につき役職員に通知しております。
 - エ. 内部通報を行ったことを理由として、当該役職員に対して不利益な取り扱いをすることを禁ずる体制を整えております。
- ② 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。
- ③ 当社は、「内部監査規程」に基づき、被監査部門から独立した内部監査部門により、実効性のある内部監査を実施しております。

(2) リスク管理に関する体制

- ① 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として、取締役会決議により「リスク管理規程」を定めております。
- ② 当社は、「リスク管理規程」に基づき、リスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備を行っております。
- ③ 重大な危機が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行う体制を整えております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、適切に経営管理を行っております。

- ② 当社は、「組織規程」及び「職務権限規程」に基づいて業務運営を行う体制として、分業体制による業務の専門化・高度化を図っております。また、そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし、意思決定手続きの機動性向上を図っております。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行っております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、子会社の損失の危険の管理に関する体制、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制並びに子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する体制については、子会社の規模や業務内容に応じて適切な体制を構築しております。

(6) 監査役の監査に対する体制

① 監査役への報告に関する体制

- ア. 当社は、役職員が当社の業務執行の状況その他必要な情報を監査役に報告する体制を整えております。
- イ. 当社は、役職員が当社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項若しくはそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し当該事項を報告する体制を整えております。
- ウ. 当社は、監査役が職務の遂行に必要となる事項について、役職員に対して随時その報告を求めた際に、監査役に対し当該事項を報告する体制を整えております。
- エ. 当社は、子会社の役職員が、当社の監査役に対して、必要な報告を行う体制を整えております。
- オ. 当社の役職員及び子会社の役職員が監査役に報告を行ったことを理由として、当該役職員に対して不利益な取り扱いをすることを禁ずる体制を整えております。

② 監査役を補助すべき使用人に関する事項

- ア. 当社は、監査役を補助するため、使用人を補助者（非専任）として選任しております。
- イ. 当社は、監査役の意向を尊重し、監査役を補助する使用人の人事など当該使用人の独立性に関する事項を決定しております。
- ウ. 当社は、監査役を補助する使用人につき、当社の就業規則に従うが、指揮

命令権は監査役に帰属することとしております。

③ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

上記項目に加え、当社は、監査役に対して以下の事項を確保しております。

ア．代表取締役、会計監査人との定期的な会合

イ．子会社等の調査等の実施

ウ．アドバイザーとして独自に選定した弁護士・公認会計士等外部専門家の任用

エ．前ア．からウ．に要する費用の当社による負担及び必要な場合の前払

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社内のコンプライアンス委員会において幹部と問題意識の共有を図るとともに、コンプライアンスの実施状況について取締役会に報告しております。

当社は、内部監査室を設置し、内部監査室は「内部監査規程」に従い、監査役と事前協議の上内部監査計画を立案し、内部監査を実施し、代表取締役のほか監査役にも報告のうえ、必要に応じて改善提言を行っています。

② リスク管理に関する体制

当社は、リスク管理委員会を適宜開催し、リスクマネジメントについて、事業継続計画等の策定、評価・検証・改善等を行っています。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、特定事業活動支援の対象事業者及び支援の内容並びに特定事業活動支援により保有する株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定は、取締役会から産業革新委員会に諮問しています。ただし、特定事業活動の支援の内容の決定については、その内容が出資額 10 億円以下等のベンチャー企業の場合には、取締役会から取締役社長に委任されています。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役の経営判断、執行に関する議事録等必要な文書等を保存・管理しています。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の取締役会・株主総会に当たっては、社内決裁を経ることでその業務の適正を確保するための体制の整備について決議していますが、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に子会社がなかったことから、実際の運用状況はありません。

⑥ 監査役の監査に対する体制

当社は、社外監査役 1 名が、取締役会に出席するとともに、毎年、役職員との面談を通じ、業務執行の状況、決算等の報告を受けるとともに、内部監査室から内部監査進行状況及び結果について、法務コンプライアンス室からコンプライアンスに関連す

る事項について適宜監査役に報告しています。

当社は、監査役の職務を補助するため、3名の使用人を補助者として選任しています。

当社の監査役は、代表取締役及び会計監査人と年に数回会合し、報告を受けています。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。